

○短期大学の試験及び成績評価に関する規程

1996年4月1日

制定

最終改正 2017年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学短期大学部学則第20条第3項に基づき、試験及び成績評価に関して必要な事項を定める。

(単位の認定)

第2条 授業科目を履修し、試験等の結果による成績評価が合格と判定された場合は、その科目所定の単位が認定される。

(試験の評価方法)

第3条 成績の評価は、次のいずれかによる。

- (1) 総合評価—定期試験、追試験又は再試験にその他の成績（臨時試験、臨時レポート及び平常の学習状況等）を加えて総合的に評価
- (2) 試験評価—定期試験、追試験又は再試験で評価
- (3) 平常評価—平常の学習状況等で評価
- (4) 卒業研究評価—平常の学習状況及び卒業研究論文で評価

(試験の種類)

第4条 試験の種類は、定期試験、追試験及び再試験とする。

- 2 科目により、臨時試験を実施することがある。

(試験の実施方法)

第5条 試験は、筆記試験又はレポートにより行う。

- 2 試験の実施方法、期日等は、あらかじめ掲示又は印刷物により発表する。

(受験資格)

第6条 次の各号の一に該当する者は、試験を受けることはできない。

- (1) 受験しようとする科目について履修登録の手続きを完了していない者
- (2) 追試験及び再試験において受験許可を得ていない者
- (3) 出席その他担当教員があらかじめ指示した受験資格要件を欠く者
- (4) 学生証を携帯しない者
- (5) 休学中及び停学中の者
- (6) 所定の学費を定められた期日までに納入しない者

2 前項第3号の受験要件については、出席時限数が当該授業科目の全授業時限数の3分の2以上となることを基準に、担当教員において判断する。

3 受験資格を有しない者の受けた試験は、これを無効とする。

(受験心得)

第7条 受験に際しては、別に定める「学生受験心得」を遵守しなければならない。

(レポート提出要領)

第8条 第5条第1項のレポートの作成及び提出にあたっては、別に定める「レポート提出要領」に従わなければならない。

(不正行為)

第9条 定期試験において不正行為をした者は、学則第53条及び別に定める試験不正行為者処分規程により処分を受ける。

(試験時間)

第10条 試験時間は原則として60分とし、時間帯は次による。

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
9:30~10:30	11:00~12:00	13:00~14:00	14:30~15:30	16:00~17:00

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては試験時間を短縮して行うことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、身体障害等の学生の個別の事情により、試験時間を延長することができる。

(定期試験)

第11条 春学期及び秋学期の期末に定期試験を行う。

2 定期試験が行われる授業科目については、受験しなければ成績評価を受けることができない。

(定期試験の時期及び定期試験期間)

第12条 定期試験は、次の時期に実施する。

- (1) 春学期又は秋学期科目は、各期末
- (2) 通年科目は、秋学期末
- (3) 集中講義科目は、原則として授業の最終時限後

2 定期試験期間は、あらかじめ定められた試験時間割によって定める。

(定期試験の受験資格の発表)

第13条 定期試験の受験資格を発表する授業科目については、定期試験時間割発表時に受験資格の有無を掲示する。

(追試験)

第14条 次の事由により定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行う。

事由	証明書
病気又はケガ	医師の診断書
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
3親等内親族の忌引	会葬状
災害等	被災証明書
就職試験	受験証明書
課外活動の公式試合	所属機関の要請状
その他大学が認める事由	事由書

2 追試験を認める日数、時限は、当該事由に基づく必要最少限度とする。ただし、3親等内の親族の忌引にあつては2日以内とし、他に交通等に要する日程を考慮する。

3 前2項に関する取扱いについては、別に定める。

(追試験の願出手続)

第15条 追試験を受験しようとする場合は、次の期限までに、「追試験受験願」に前条に規定する証明書を添付して、教務課に提出しなければならない。

(1) 春学期又は秋学期定期試験期間に実施の授業科目の場合は、定期試験期間終了日の2日後まで(休日を除く)

(2) 定期試験期間外に実施するもの及び集中講義で行う授業科目の場合は、試験日の2日後まで(休日を除く)

(追試験の受験許可)

第16条 追試験の受験許可は、教学委員会が行う。

2 受験許可後において受験資格の要件を欠くものと認められた場合には、受験許可を取消し、又は受験答案を無効とすることがある。

(追試験料)

第17条 追試験を受験する者は、別に定める追試験料を納入しなければならない。

(追試験の時期)

第18条 追試験は、定期試験終了後の一定時期に行うものとし、時期の発表は定期試験時間割の発表時に行う。

2 追試験を受験しなかった者に対して、更に追試験は実施しない。

(卒業再試験)

第19条 卒業再試験は、卒業年次に在学する者で、卒業判定において再試と判定された者について行う。

2 卒業再試験は、卒業判定を行う Semester に履修登録をした科目のうち卒業に必要な6単位以内について実施する。

3 卒業再試験につきこの規程に定めのない事項については、別に定める。

(卒業再試験の出願資格)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、卒業再試験を受験することができない。

(1) 第6条に該当する者

(2) 定期試験を受験しなかった者

(3) 定期試験で「評価不能」の成績評価を受けた者

(4) 第9条に定める不正行為を行った者

(再試験料)

第21条 卒業再試験を受験する者は、別に定める再試験料を納入しなければならない。

(成績評価の基準)

第22条 成績評価の基準、評語は、次のとおりとする。

判定	評価		内容
	評語	評点	
合格	S	100点～90点	特に優れた学修成果を示したもの
	A	89点～80点	優れた学修成果を示したもの
	B	79点～70点	平均的な学修成果を示したもの
	C	69点～60点	合格と認められるに必要な最低の学修成果を示したもの
不合格	F	59点～0点	学修成果が合格に及ばなかったもの
評価不能	Z	評価不能	出席不足
未受験	*	未受験	試験を受けなかったもの

2 追試験の成績評価はA(89点～80点)を最高とし、卒業再試験の成績評価はC(69点～60点)を最高とする。

3 認定した単位については、成績評価を行わずNと表示する。

(成績評価の表示及び発表)

第23条 成績評価は、前条に定める評語を使用して表示し、定められた期日に成績表でもって発表する。

(成績評価にかかわる問い合わせ制度)

第24条 成績発表後、成績評価にかかわる問い合わせをすることができる。

- 2 成績評価にかかわる問い合わせは、指定期間内に教務課に所定の書面にて願い出るものとする。

(成績説明書の評語)

第25条 成績証明書は、次の評語を使用して表示する。

評語	内容 (評価の目安)
S	特に優れた学修成果を示したもの (100点～90点)
A	優れた学修成果を示したもの (89点～80点)
B	平均的な学修成果を示したもの (79点～70点)
C	合格と認められるに必要な最低の学修成果を示したもの (69点～60点)
N	本学入学前に修得した授業科目の単位又は留学先大学で修得した単位を認定したものの

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、教学委員会、短期大学部教授会、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

- 1 この規程は、1996年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、1995年度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則 (再試験の取扱変更に伴う改正)

- 1 この規程は、1997年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、1996年度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則 (卒業再試験の成績評価基準を改めることに伴う改正)

- 1 この規程は、1998年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、1997年度入学生は、なお従前の例による。

附 則 (追試験料新設に伴う改正)

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則 (成績証明書に使用する評語の変更に伴う改正)

- 1 この規程は、2002年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、2001年度以前入学生は、なお従前の例による。

附 則 (教学委員会の設置、学生・教務委員会の廃止に伴う改正)

この規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則（卒業再試験の科目の変更に伴う改正）

この規程は、2007年1月1日から施行する。

附 則（追試験願出手続の変更、定期試験の時期及び定期試験期間の明確化、規程改廃手続の明確化及び字句の整理に伴う改正）

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則（追試験の受験許可事由及び規程の改廃手続の変更に伴う改正）

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則（成績評価にかかわる問い合わせ制度に係る条文の文言修正に伴う改正）

この規程は、2017年4月1日から施行する。